



軽自動車税の納税通知書を5月中旬に所有者（4月1日現在）へ発送します。納付期限は5月31日（休）まで。記載事項に変更があるときは次の手続きをしてください。

● **原付自転車（125cc以下バイク）・小型特殊自動車のバイク）**・小型特殊自動車  
譲渡などで本人以外が使用するときは、市役所市民税課か各支所税務課で名義変更を。新旧所有者の記名・押印、車台番号の分かる物が必要です。本市以外で使用（譲渡を含む）するときや車両を廃棄する場合は、市役所市民税課か各支所税務課に印鑑を持参し、ナン

## 納税通知書を発送します 軽自動車税は5月中旬に

● **軽自動車税の納税通知書**  
軽自動車税については市民税課  
☎027・898・5842  
自動車税については  
県前橋行政課税務所  
☎027・234・1800

● **軽自動車税の減免**  
障害者の移動のために、本人かその家族が所有・使用する軽自動車などは、申請すると軽自動車税が減免されることがあります。5月31日までに市役所市民税課か各支所で納付前に手続きしてください。

● **軽二輪・二輪の小型自動車・軽四輪の登録変更・廃車種別・手続き先**（軽二輪（125cc超250cc以下）自動車整備振興会 ☎027・261・0221（二輪小型自動車（250cc超）群馬運輸支局 ☎050・5540・2021（軽四輪）軽自動車検査協会 ☎050・3816・3109



## 毎年恒例ばら園まつり 美しい花と香りを楽しんで

園 公園管理事務所 ☎027-225-2116

敷島公園ばら園で、5月19日（土）から6月10日（日）までばら園まつりを開催します。

● **バラ苗などの販売**  
日時 5月12日（土）～6月10日、午前9時～午後5時

● **ばらガイドによる園内案内**

日時 5月19日～6月10日、午前10時～正午・午後1時～3時

● **前橋産新鮮野菜市**  
日時 5月19日午前10時15分、26日（土）午前9時30分

● **観光物産展**  
日時 5月17日（木）～6月10日、午前9時～午後5時

● **スタンプラリー**  
日時 開催期間中の毎週土日曜、午前9時～午後4時（雨天中止）  
対象 小学生以下



## T-1グランプリ結果発表 栄冠に輝く豚肉料理が決定

園 観光振興課 ☎027-210-2189

4月15日に開催されたツナガリズム祭りでT-1グランプリの結果発表と入賞店の表彰式が行われました。グランプリ・入賞店と各料理（パンフレット掲載順）は次のとおりです。



グランプリ チーズケバブメヒカーナ  
中南米料理 幸せの扉 ボルデ ☎027-260-6077



- 入賞
- 1 Butch ☎027-226-5199
  - 2 G.G.C.前橋店 ☎027-289-4903
  - 3 きむち屋 ☎027-255-0186
  - 4 レストランロッタ ☎027-237-0690
  - 5 そば処 大村 関根 ☎027-233-5235

● **グランプリ店・メニュー** 中南米料理 幸せの扉 ボルデ「チーズケバブメヒカーナ」  
入賞店・メニュー 1 Butch「Butch」  
Ch'sプレート 上州麦豚ローストポーク&スペアリブ」、G.G.C.前橋店「麦豚のポークシチューのセハンバーグ」、きむち屋「榛名絶品豚めし 白」、レストランロッタ「麦豚カツサンド」、そば処 大村 関根「カツカレーライスセット」

防災マップを全面改訂。身の回りの地域の災害リスクを確認し、もしもの時に備えましょう。縮図を調整してマップを確認したいときは、さーちずまえばし(<http://searchizu-maebashi.geocloud.jp/webgis/?p=1>)をご覧ください。

### ● 浸水被害に注意を

● **Jアラートの訓練放送を実施します**  
国民保護情報を想定した、全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達訓練を実施。これに伴い、本市では防災行政無線と防災ラジオから緊急放送を行います。実際の災害と間違えないように注意してください。

### ● Jアラートの訓練放送を実施します

● **軽二輪・二輪の小型自動車・軽四輪の登録変更・廃車種別・手続き先**（軽二輪（125cc超250cc以下）自動車整備振興会 ☎027・261・0221（二輪小型自動車（250cc超）群馬運輸支局 ☎050・5540・2021（軽四輪）軽自動車検査協会 ☎050・3816・3109

日時=5月16日（水）午前11時

## 防災マップ改訂やJアラート訓練 身の回りの危険を再確認して

園 危機管理室 ☎027-898-5935

大規模な洪水災害や土砂災害が全国で多発しています。これらを踏まえ、国は水防法を改正し、洪水が及ぶ浸水想定区域を「想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水区域」に見直し。河川管理者である県が図面を公表しました。これを受け、本市では総合

